



事務連絡
平成27年3月30日

関係団体代表者 殿

熊本労働局労働基準部
健康安全課長

高気圧作業安全衛生規則第8条第2項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等（平成26年厚生労働省告示第457号）の一部訂正について

労働安全衛生行政の推進についてきましては、日頃から格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、高気圧作業安全衛生規則第8条第2項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等（平成26年厚生労働省告示第457号。以下、「計算方法告示」という。）については、平成26年12月1日に官報に掲載されていますが、計算方法告示別表中、第12半飽和組織の窒素a値について、別添のとおり誤りがありました。

誠に恐縮ですが、貴団体の会員事業場に対しても周知いただきますようお願いいたします。

訂正箇所について

訂正前

別表（第三條関係）

半飽和組織	窒素半飽和時間（分）	窒素 a 値	窒素 b 値	ヘリウム半飽和時間（分）	ヘリウム a 値	ヘリウム b 値
(略)						
第十二半飽和組織	239	<u>36.680</u>	0.9403	90.189	58.029	0.9073
(略)						



訂正後

別表（第三條関係）

半飽和組織	窒素半飽和時間（分）	窒素 a 値	窒素 b 値	ヘリウム半飽和時間（分）	ヘリウム a 値	ヘリウム b 値
(略)						
第十二半飽和組織	239	<u>38.680</u>	0.9403	90.189	58.029	0.9073
(略)						